

# 全国爆音訴訟ニュース

発行：全国基地爆音訴訟原告団連絡会議 発行日：2015年5月5日

連絡先：〒242-0028 神奈川県大和市桜森フロント 1F 第四次厚木爆音訴訟原告団気付

発行責任者：藤口榮治 TEL：046-200-5505 FAX:046-261-5615 E-Mail：wu9m-situ@asahinet.jp

No.2

## 巻頭言

# 安倍政権における集団的 自衛権行使容認と憲法の危機

第四次厚木爆音訴訟弁護団 弁護士 石黒 康仁

1 政府は、2014年7月1日、これまでの憲法解釈を変更して「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合には集団的自衛権行使等を容認する内容の閣議決定を行い、そして、今、これに基づいて自衛隊法の改正案や国際平和支援法案（仮称）などを今国会に提出しようとしている。

今、我が国は、国のあり方、基本に関わる大きな岐路に立っている。まさしく憲法の危機といえる状況にある。

2 第2次安倍政権は、2012年12月の発足以来、憲法を蔑ろにし、そして右傾化の道を突っ走っている。まずはその経過を概観してみよう。

当初は、憲法を国民の手に取り戻すなどと訳の分からぬ理由をつけて憲法改正要件（憲法第96条）を緩和しようとしたが、国民の強い反対を受けてこれを断念し、他方では2013年2月に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）を再度立ち上げ、同年8月には集団的自衛権の容認論者と見られる人物を内閣法制局長官に登用する異例の人事を行い、同年10月には日米外務・防衛閣僚会議において集団的自衛権の行使を前提とする日米防衛協力のための指針（ガイドライン）を改訂することに合意した。これと平行して2013年10月には国民の知る権利に反し安全保障に関する情報へのアクセスを制限する特定秘密保護法案を国会に提出し、同年12月6日、世論の強い反対を押し切り、十分な審議を尽くすことなく強引に可決成立させた。そして2014年5月15日、「集団的自衛権の行使も関連の集団的安全保障措置への参加も憲法上の制約はない」とする安保法制懇の報告を受けて、安倍首相は、母と子が乗る米艦船が攻撃

を受けるパネルを示して、自衛隊が防護できなくていいのかと記者会見で訴えた。設定されたケース自体の非現実性と情緒的なパネルと高揚した話しぶりは、凡そ一国の宰相としての器を問われかねないお粗末なものであった。その後の与党協議では、米軍が憲法9条2項の「戦力」には該当しないとした最高裁砂川事件判決でも集団的自衛権は否定されていないと勝手に解釈し、与党にしがみつく公明党はなすすべもなく押し切られ、同年7月1日に自衛の措置としての集団的自衛権行使を容認する旨の閣議決定がなされるに至った。

同決定では、新たに武力行使の新3要件（①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他の適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使すること）をあげ、集団的自衛権行使容認に向けて舵を切ったのである。

3 しかしながら、この閣議決定は、これまでの歴代政府によって維持されてきた憲法解釈（「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」）を真っ向から否定するものであり、憲法上「違憲」とされたものを解釈によって「合憲」とする憲法破壊の暴挙であった。

このような安倍政権の動きに対して、日弁連は、憲法前文や第9条に基づく恒久平和主義という基本原理（P2下段□に続く）



